

令和3年度自主行動計画 フォローアップ[○]調査結果概要

令和4年3月
中小企業庁

目次

I. 自主行動計画フォローアップ調査概要

II. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要（重点5課題 改善状況）

III. 重点課題 改善状況

1. 価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に係る状況）について

①労務費 ②原材料価格 ③エネルギー価格

2. 支払い条件の改善について

①現金比率 ②手形サイト ③手形廃止予定

3. 型管理の適正化について

①直近一年間での型管理に関する課題の改善

②返却・廃棄の促進

③保管費用の発注者側負担

4. 知的財産に関する適正取引実現のための取組について

5. 働き方改革の影響による発注側の適正なコスト負担状況について

I . 自主行動計画フォローアップ調査概要

- サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在、18業種51団体に策定済。
- 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、経済産業省所管の12業種46団体が10月～11月にフォローアップ調査を実施。
- 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち7,288社への発送に対して、回答社数2,376社。 回答率33%。
（昨年度実績：調査対象社数6,649社、回答社数2,519社、回答率38 %）

<経済産業省 所管団体>

業種	業界団体	発送（社）数	回答（社）数	回答割合（%）
自動車・自動車部品	日本自動車工業会	14	14	100%
	日本自動車部品工業会	361	198	55%
素形材	日本鑄造協会等 計8団体	1,786	688	39%
機械製造業	日本建設機械工業会	62	16	26%
	日本産業機械工業会	72	43	60%
	日本工作機械工業会	108	52	48%
	日本半導体製造装置協会	34	15	44%
	日本ロボット工業会	55	18	33%
	日本計量機器工業連合会	125	28	22%
	日本分析機器工業会	86	24	28%
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会	81	31	38%
繊維	日本繊維産業連盟等 計2団体	2,259	624	28%
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）等 計5団体	492	148	30%
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会(JISA)	483	64	13%
流通・小売業	日本スーパーマーケット協会	80		
	全国スーパーマーケット協会	301	16	4%
	日本フランチャイズチェーン協会	12	8	67%
	日本チェーンドラッグストア協会	99	25	25%
	日本ボランティアチェーン協会	23	4	17%
	日本DIY・ホームセンター協会	47	28	60%
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会等 計2団体	127	36	28%
紙・紙加工	日本製紙連合会	28	22	79%
	全国段ボール工業組合連合会	119	46	39%
化学	日本化学工業協会等 計6団体	236	161	68%
金属	日本電線工業会	117	21	18%
	日本鉄鋼連盟	55	29	53%
	日本アルミニウム協会	11	8	73%
	日本伸銅協会	15	9	60%

<他省庁 所管団体>

業種	団体名
警備業 ※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業 ※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請	日本建設業連合会
金融業 ※	全国銀行協会
商社 ※	日本貿易会

+

※ 左記団体のうち、赤字の団体は令和3年度からの新規調査先

Ⅱ. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要（重点5課題 改善状況）

- 経産省所管の自主行動計画策定業種(12業種46団体)が10～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点5課題について、今年度初めて調査項目に追加した「知的財産」を除いて、昨年度からほぼ横ばいとなっている。
- 発注・受注間の認識のズレに大幅な改善は見られず、引き続き課題。

＜重点5課題 改善状況＞

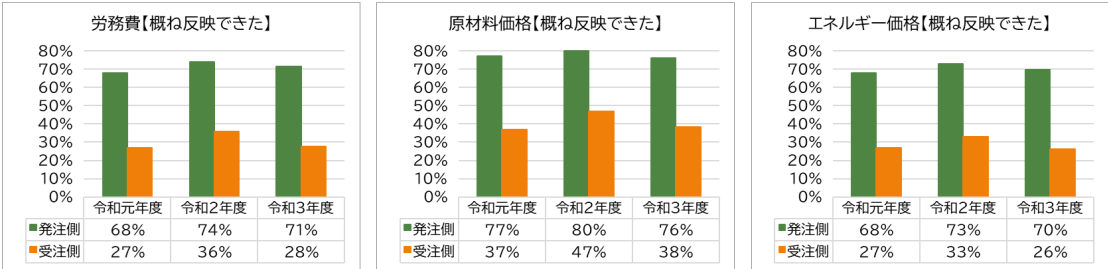
設問		受注/発注	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 価格決定方法の適正化 ※「概ね反映できた」と答えた企業の割合	労務費	発注側	68 %	74 %	71 %	
		受注側	27 %	36 %	28 %	
	原材料価格	発注側	77 %	80 %	76 %	
		受注側	37 %	47 %	38 %	
	エネルギー価格	発注側	68 %	73 %	70 %	
		受注側	27 %	33 %	26 %	
1-② 下請代金をすべて現金で支払っている／受け取っている		発注側	57 %	52 %	55 %	
		受注側	30 %	27 %	28 %	
2-② 下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計		発注側	18 %	15 %	19 %	
		受注側	14 %	11 %	13 %	
2-③ 約束手形利用を5年以内に廃止する予定 ※「2021年内(今年中)」～「2026年内(5年以内)」と答えた企業の割合の合計		発注側	—	—	29 %	
		受注側	—	—	12 %	
3-② 型管理の適正化＜型の返却・廃棄の促進＞ ※「概ねできた」と答えた企業の割合		発注側	50 %	55 %	54 %	
		受注側	18 %	22 %	22 %	
3-② 型管理の適正化＜型の保管費用の発注側負担＞ ※「概ねできた」と答えた企業の割合		発注側	44 %	48 %	49 %	
		受注側	14 %	17 %	14 %	
4 知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況 ※「実施中」と答えた企業の割合			—	—	55 %	
5 働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※「概ねできた」と答えた企業の割合			発注側	30 %	30 %	30 %
			受注側	15 %	16 %	15 %

※2-③は今回新設の調査項目。
※4は今回新設の調査項目。発注・受注の区別はない。

Ⅱ. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要（重点5課題 改善状況）

価格決定方法の適正化

発注側は大きな変動はないが、受注側は労務費、原材料価格、エネルギー価格いずれも若干悪化となった。
発注側と受注側での認識のズレは、それぞれ約40ポイントと依然として大きい。



支払条件の改善

「現金払い」については、受注・発注ともに数ポイント程度の上昇で横ばい。
「手形サイト」については、発注側では、手形サイト「60日以内」は数ポイント上昇し、若干改善。
「約束手形利用の廃止予定」について、『5年以内に廃止予定』は発注側で29%、受注側で12%にとどまる。

「すべて現金払い」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	手形等の支払サイト「60日以内」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	57%	52%	55%	発注側	18%	15%	19%
受注側	30%	27%	28%	受注側	14%	11%	13%

約束手形利用の廃止予定	発注側	受注側
5年以内に廃止予定	29%	12%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	58%	38%
約束手形の廃止予定はない	13%	50%

コスト負担の適正化（型管理）

発注側は66%、受注側は53%が『改善された/やや改善された』と回答しており、ともに「改善されていない」との回答割合を上回っているが、発注・受注間で、『改善された』の回答に13ポイントの差があり、依然、認識のズレが生じている。

直近1年間での型管理に関する改善状況	発注側	受注側
	令和3年度	令和3年度
改善された	32%	11%
やや改善された	34%	42%
改善されていない	8%	26%
型管理の課題はない	26%	20%

知的財産・ノウハウの保護

「知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況」については、「実施中」が半数強。

知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況	令和3年度
実施中	55%
未実施	45%

働き方改革のしわ寄せ防止

「働き方改革の影響」については発注・受注ともに、すべての業種で「特に影響はない」が最も多い。影響があるものとしては、受注側において「短納期での発注の増加」、「急な対応の依頼の増加」があげられた。

また、働き方改革の影響として「短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したか」については、発注・受注ともに「概ねできた」の割合は横ばい。ただし「概ねできた」の回答は、発注・受注間で15ポイントの差が存在。

「概ねできた」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	30%	30%	30%
受注側	15%	16%	15%

Ⅲ. 重点課題 改善状況

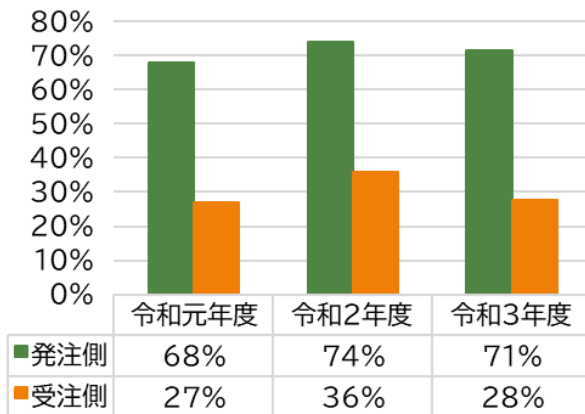
1. 価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に係る状況）について
 - ① 労務費 ② 原材料価格 ③ エネルギー価格
2. 支払い条件の改善について
 - ① 現金比率 ② 手形サイト ③ 手形廃止予定
3. 型管理の適正化について
 - ① 直近一年間での型管理に関する課題の改善
 - ② 返却・廃棄の促進
 - ③ 保管費用の発注者側負担
4. 知的財産に関する適正取引実現のための取組について
5. 働き方改革の影響による発注側の適正なコスト負担状況について

1.価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に係る状況）について

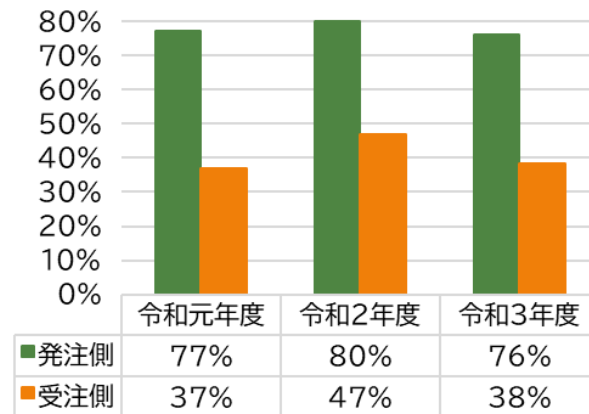
- 「令和3年度上期に適用する単価の決定・改定」にあたり、双方が合意できた事項について、昨年度と比較して、発注側は大きな変動はないが、受注側は労務費、原材料価格、エネルギー価格いずれも若干悪化となった。
- 発注側と受注側での認識のズレは、それぞれ約40ポイントと依然として大きい。

<適用する単価の決定・改定に係る合意状況（全体）>

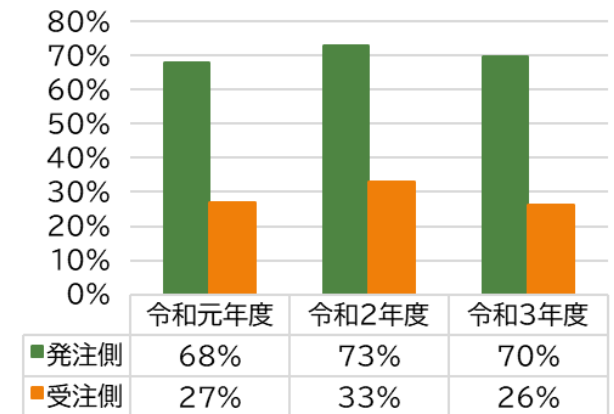
労務費【概ね反映できた】



原材料価格【概ね反映できた】



エネルギー価格【概ね反映できた】



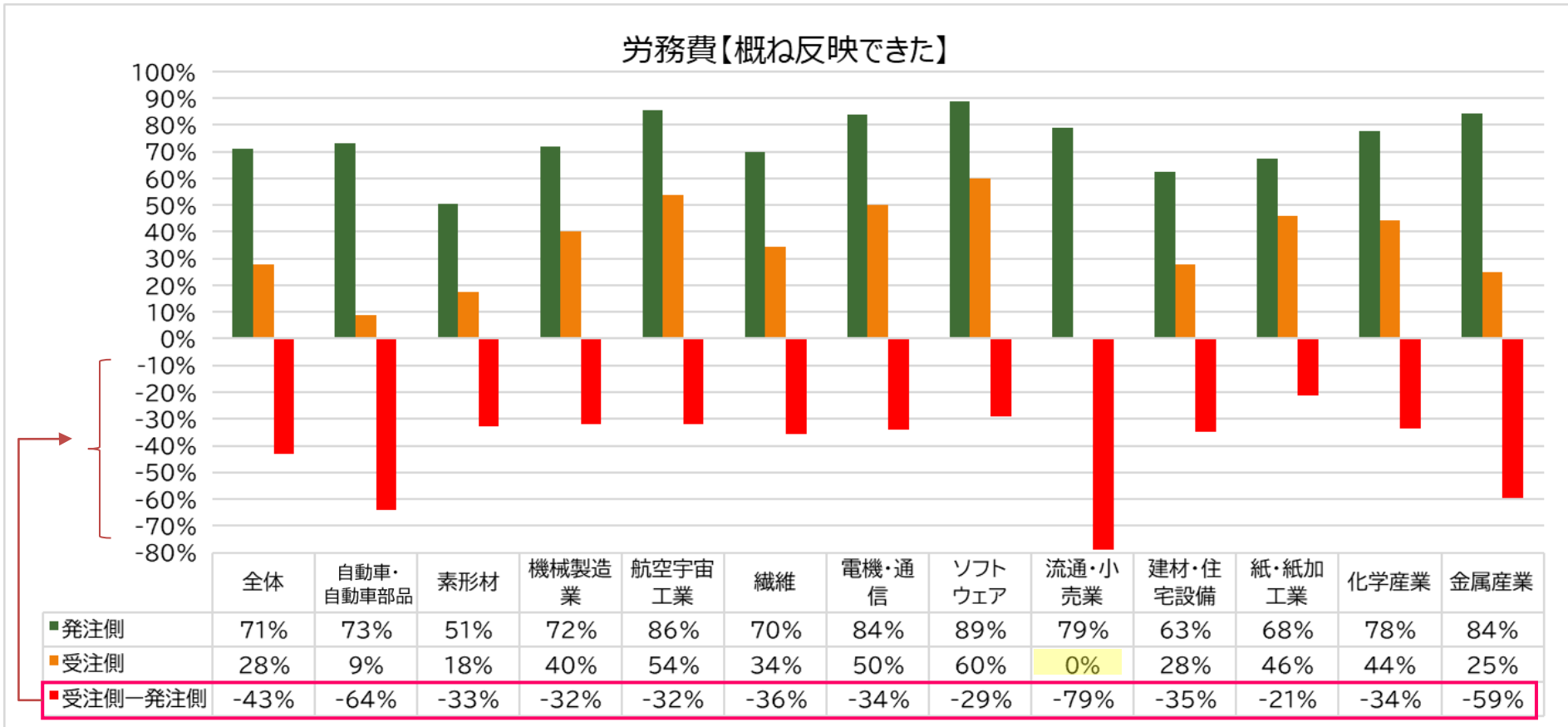
※設問17：労務費、原材料価格、エネルギー価格を「取引対価に反映できたか」という設問に対して、「概ね反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」「該当なし」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入している。（以降同様）

1ー①.価格決定方法の適正化について：労務費

- 労務費についての「令和3年度上期に適用する単価の決定・改定」にあたり、双方が合意できた事項について、発注側と受注側の「概ね反映できた」認識の差は業種によっては、かなり突出した特徴が出ている。
- 流通・小売業の受注側では「概ね反映できた」が0%であり、労務費の転嫁が特に難しい状況がわかる。

＜令和3年度：労務費の単価の決定・改定に係る状況（業種別）＞



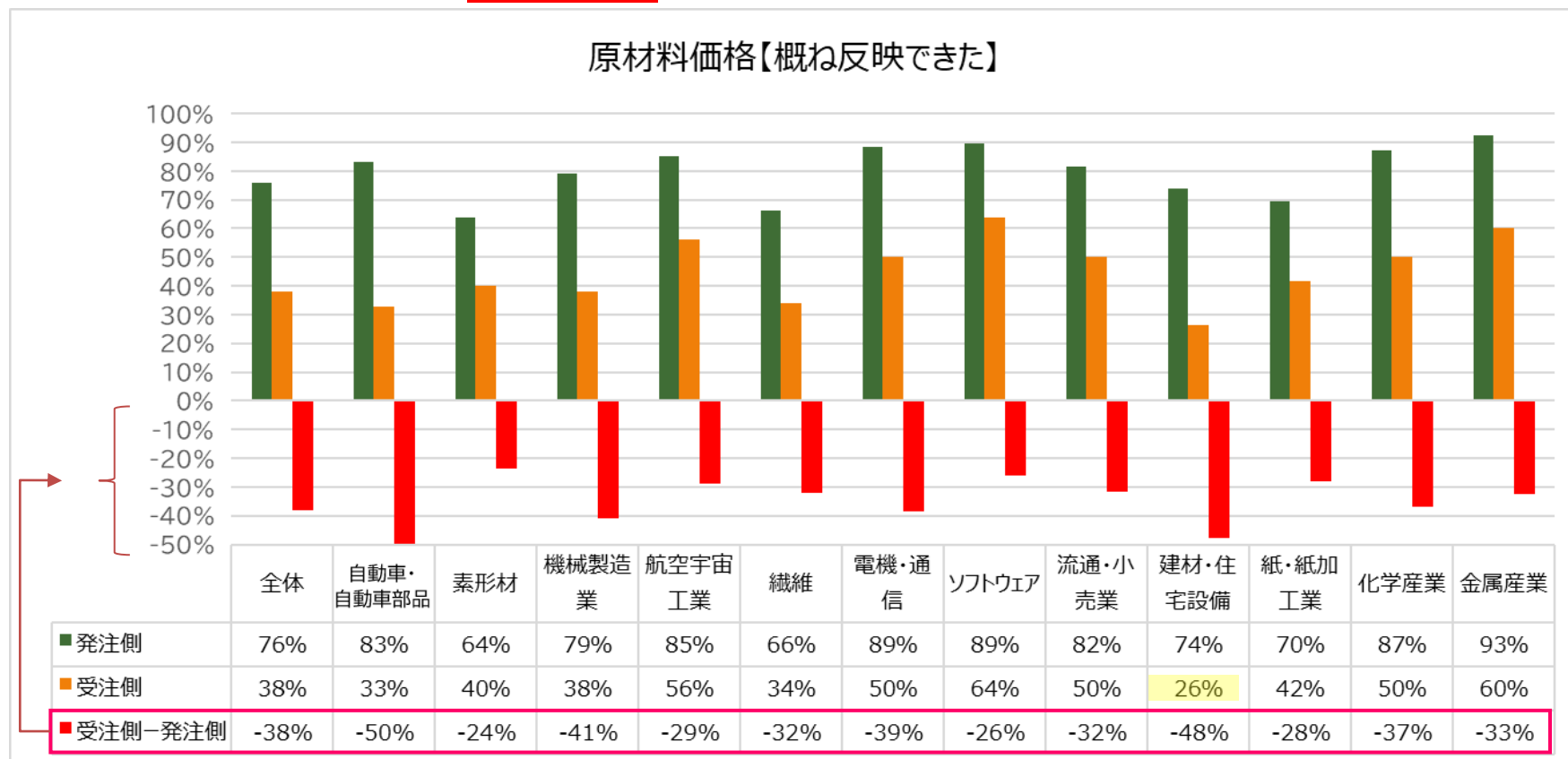
※設問 17：労務費、原材料価格、エネルギー価格を「取引対価に反映できたか」という設問に対して、「概ね反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」「該当なし」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

1-②.価格決定方法の適正化について：原材料価格

- 原材料価格についての「令和3年度上期に適用する単価の決定・改定」にあたり、双方が合意できた事項について、発注側と受注側の「概ね反映できた」認識の差は全体で38%(労務費・エネルギー価格より少)。
- 原材料価格は、労務費・エネルギー価格よりも受注側の「概ね反映できた」が10%程度高く比較的転嫁しやすいと考えられるものの、建材・住宅設備の受注側は、唯一30%に満たない結果。建設工事関連の親事業者との力関係等により転嫁しづらい状況が考えられる。

＜令和3年度：原材料価格の単価の決定・改定に係る状況（業種別）＞



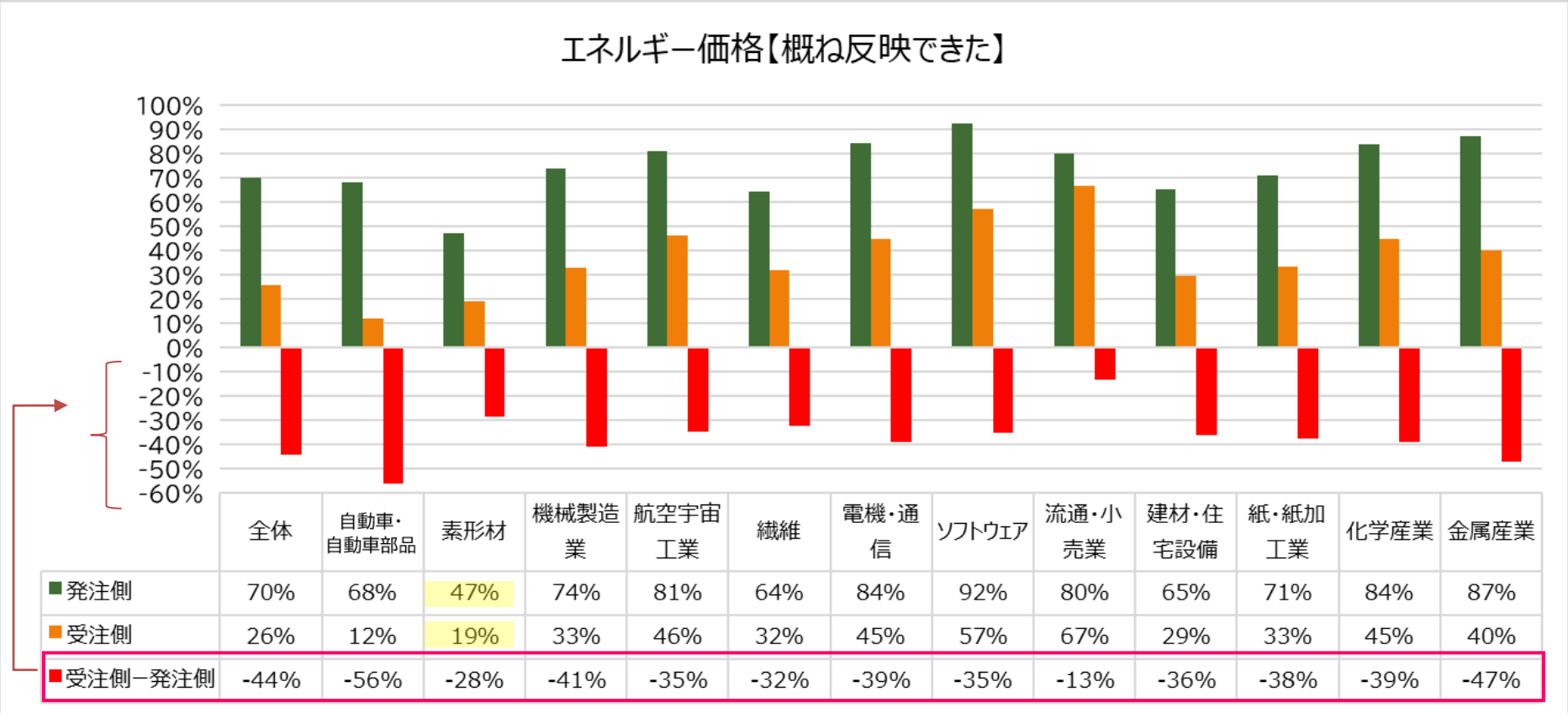
※設問17：労務費、原材料価格、エネルギー価格を「取引対価に反映できたか」という設問に対して、「概ね反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」「該当なし」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

1-③.価格決定方法の適正化について：エネルギー価格

- エネルギー価格についての「令和3年度上期に適用する単価の決定・改定」にあたり、双方が合意できた事項について、発注側と受注側の「概ね反映できた」認識の差は全体で44%。
- 素形材産業は、発注側・受注側ともに全体の数字より下回っており、エネルギー価格のコスト転嫁の実施について、発注側・受注側ともに他業種に遅れを取っている状況がわかる。

＜令和3年度：エネルギー価格の単価の決定・改定に係る状況（業種別）＞



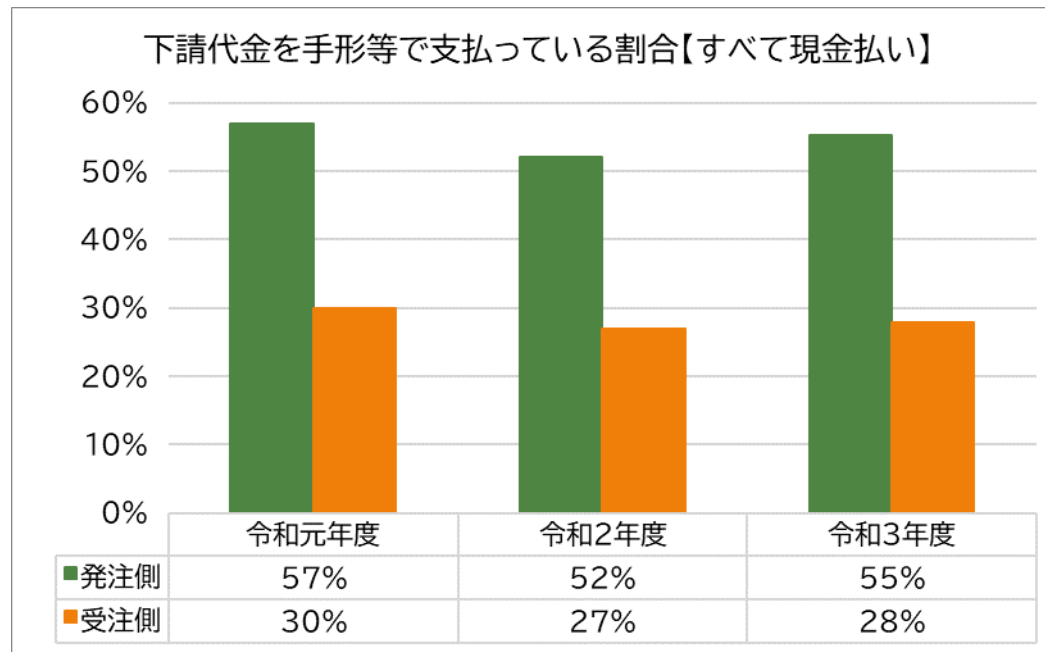
※設問17：労務費、原材料価格、エネルギー価格を「取引対価に反映できたか」という設問に対して、「概ね反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」「該当なし」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

2-①.支払い条件の改善について：現金比率

- 下請中小企業との取引における「**下請代金の現金払い化**」については、受注・発注ともに数ポイント程度の上昇で横ばい。

＜下請中小企業との取引の支払条件の改善（下請代金の手形等の使用割合）についての調査結果（全体）＞

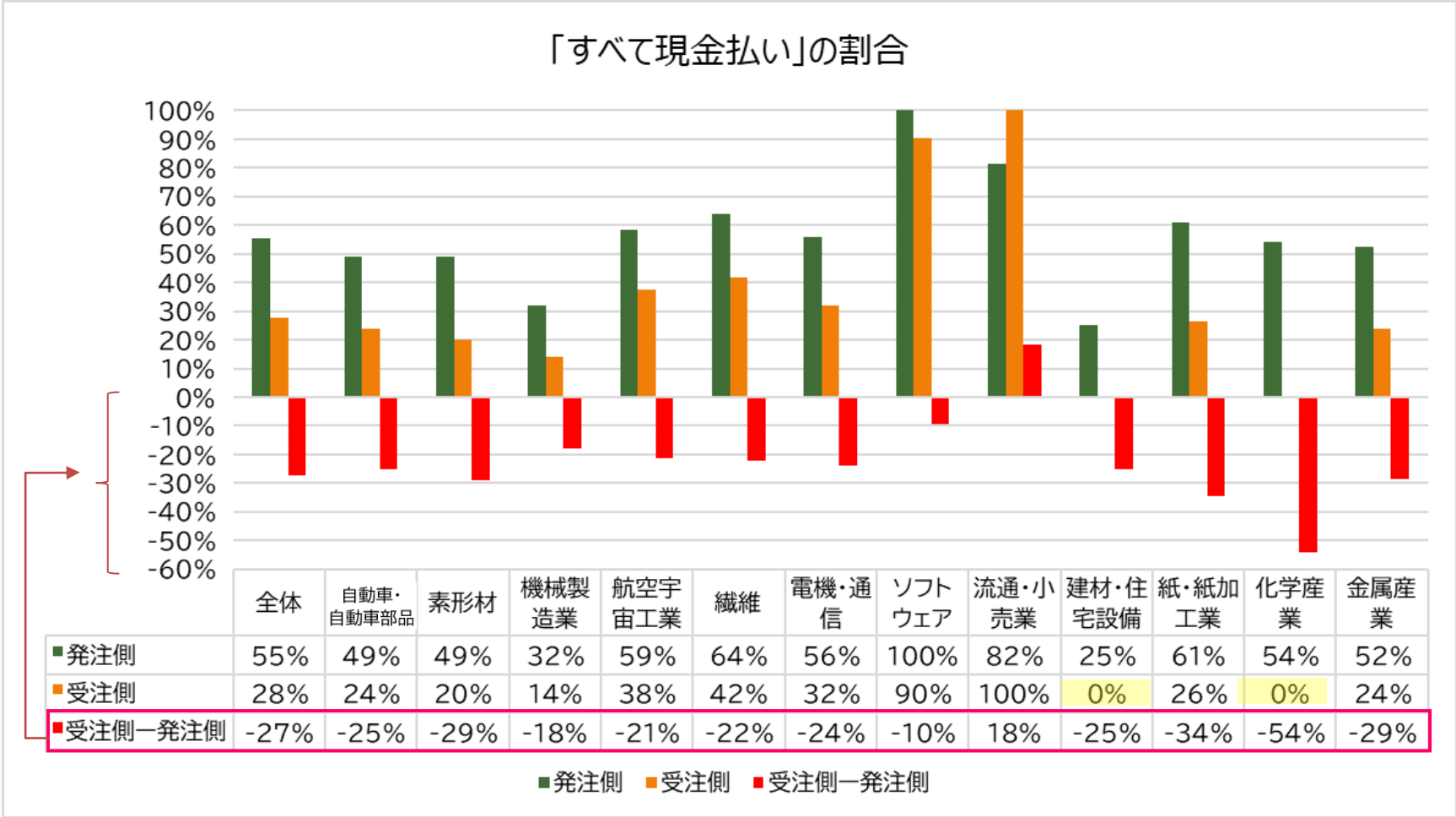


※設問 25：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「すべて現金払い」「10%未満」「10～30%未満」「30～50%未満」「50%以上」「すべて手形払い」の回答項目を設置。

2-①.支払い条件の改善：現金比率（業種別）

- 「下請代金の現金払い化」について、発注側と受注側の認識の差は全体で27%。
- 建設・住宅設備、化学産業の受注側では0%と、依然として手形払い等が多い状況がみられる。

<令和3年度：下請中小企業との取引の支払条件の改善（現金比率）についての調査結果（業種別）>

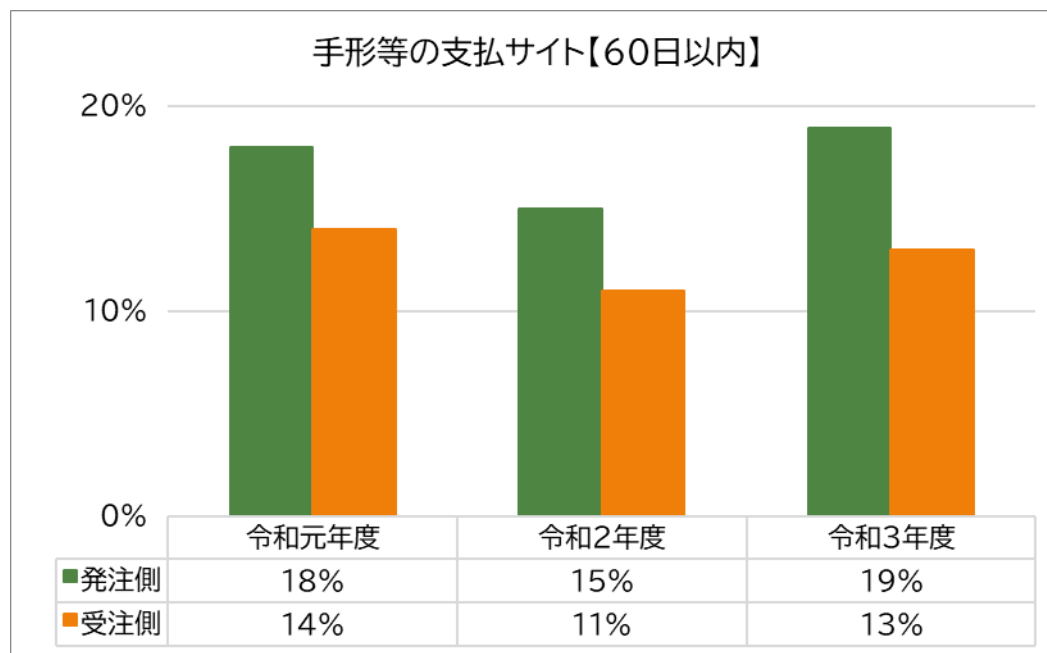


※設問 25：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。
※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

2－②.支払い条件の改善について：手形サイト

- 「手形サイト」について、発注側では、手形サイト「60日以内」は数ポイント上昇し、**若干改善**。
- 選択肢の「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」のうち、多くの業種が「**120日（4か月）以内**」の割合が高い傾向。

＜下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果（全体）＞



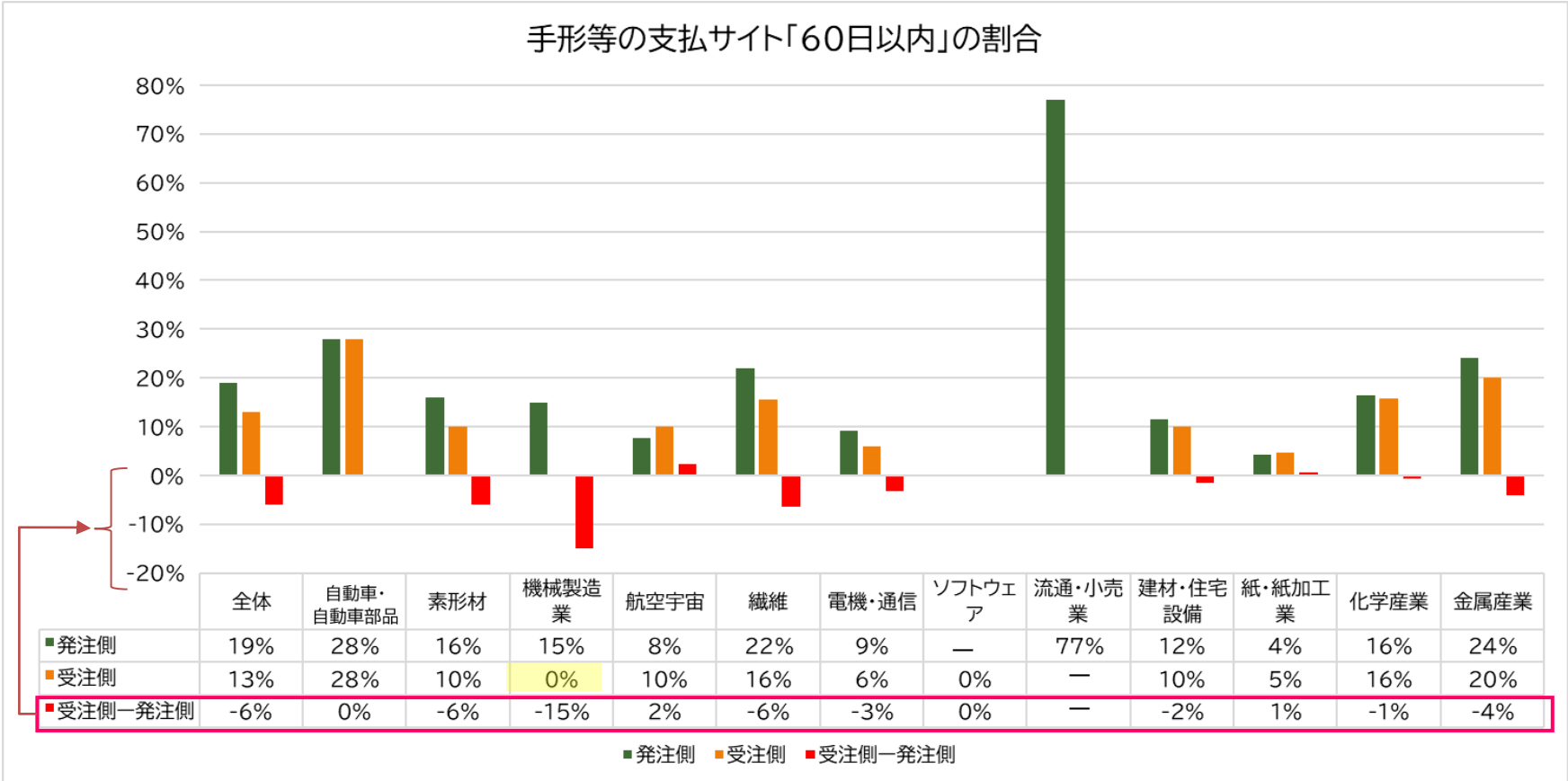
※設問27：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

※「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

2－②.支払い条件の改善：手形サイト（業種別）

- 「手形サイト」について、発注側と受注側の認識の差は全体で6%。
- 機械製造業に含まれる、建設機械・産業機械・工作機械・半導体製造業・ロボット・計量・分析機器は、いずれの団体も「120日以内」の割合が多い状況であり、支払条件の更なる改善が課題。

＜令和3年度：下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果（業種別）＞



※設問 27：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。
※「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。
※「—」については、回答なし。 ※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

2－③.支払い条件の改善について：手形廃止予定（業種別）

- 「**約束手形利用の廃止予定**」について、『5年以内に廃止予定』は発注側で29%、受注側で12%にとどまる。
- 5年後までに廃止しない発注側企業の理由は、「特に理由はない（これまでの慣習など）」の回答が最多。次いで「取引先が電子的決済手段に対応しないため」と続く。

＜下請中小企業との取引の支払条件の改善（約束手形の利用廃止予定）についての調査結果（全体）＞

	発注側	受注側
2021年以内に廃止する予定(今年中)	7%	2%
2022年以内に廃止する予定(1年以内)	4%	1%
2023年以内に廃止する予定(2年以内)	4%	1%
2024年以内に廃止する予定(3年以内)	3%	2%
2025年以内に廃止する予定(4年以内)	1%	1%
2026年以内に廃止する予定(5年以内)	9%	5%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	58%	38%
約束手形の廃止予定はない	13%	50%

※設問29：「下請代金の支払いについて約束手形の廃止予定はいつか」という設問に対して、左記回答項目を設置。

※『5年以内に廃止予定』の割合は、回答項目「今年中」～「5年以内」の合計から算出。

各選択肢の割合は四捨五入して表記しているため、表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

＜5年後までに廃止しない発注側企業の理由についての調査結果＞

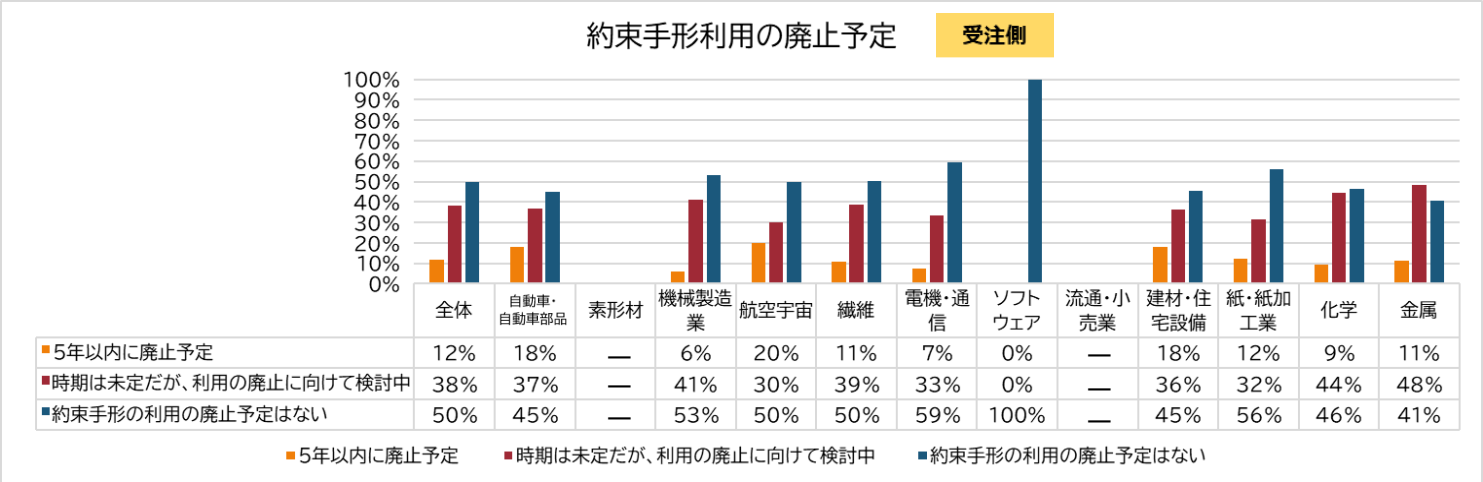
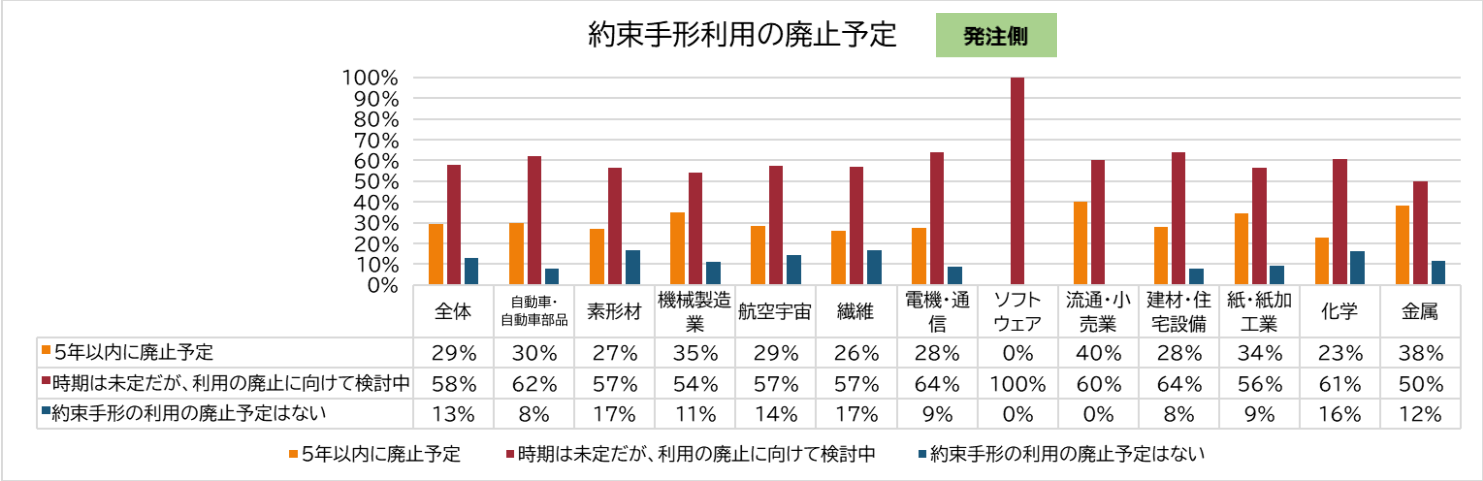
	発注側
資金繰りがつかないため	12%
資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	16%
電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	3%
取引先が電子的決済手段に対応しないため	29%
電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	4%
取引先から約束手形の振出しを要望されるため	23%
特に理由はない(これまでの慣習など)	34%

※設問31：「5年後までに約束手形の利用を廃止しない発注側企業の理由は何か」という設問に対して、左記回答項目を設置。

2－③.支払い条件の改善について：手形廃止予定

- 「**約束手形利用の廃止予定**」について、発注側は「利用廃止に向けて検討中」が高い傾向であるものの、受注側は「廃止予定はない」がほとんどの業種で最多であり、**今後、発注側・受注側で具体的な協議を進めていくことが望まれる。**

く令和3年度：下請中小企業との取引の支払条件の改善（**約束手形の利用廃止予定**）についての調査結果（業種別）>



※設問29：「下請代金の支払いについて約束手形の廃止予定はいつか」という設問に対して、「2021年以内に廃止する予定」「2022年以内に廃止する予定」「2023年以内に廃止する予定」「2024年以内に廃止する予定」「2025年以内に廃止する予定」「2026年以内に廃止する予定」「時期は未定だが、廃止に向けて検討中」「約束手形の廃止予定はない」の回答項目を設置。
 ※『5年以内に廃止予定』の割合は、回答項目「今年中」～「5年以内」の合計から算出。 ※「—」については、回答なし。

3. 型管理の適正化についての調査結果

- 「直近一年での型管理に関する改善状況」については、発注側は66%、受注側は53%が『改善された』（「改善された」と「やや改善された」の合計）と回答しており、ともに「改善されていない」との回答割合（発注側8%、受注側26%）を上回っているが、発注・受注間で、『改善された』の回答に13ポイントの差があり、依然、認識のズレが生じている。

＜令和3年度：直近一年間での型管理に関する改善状況についての調査結果（全体）＞

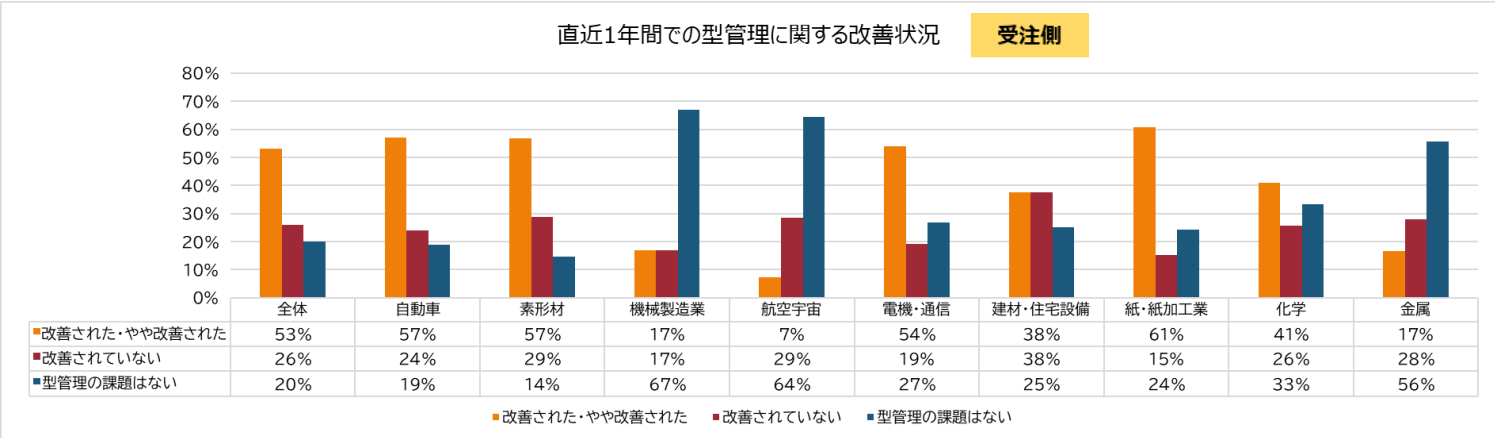
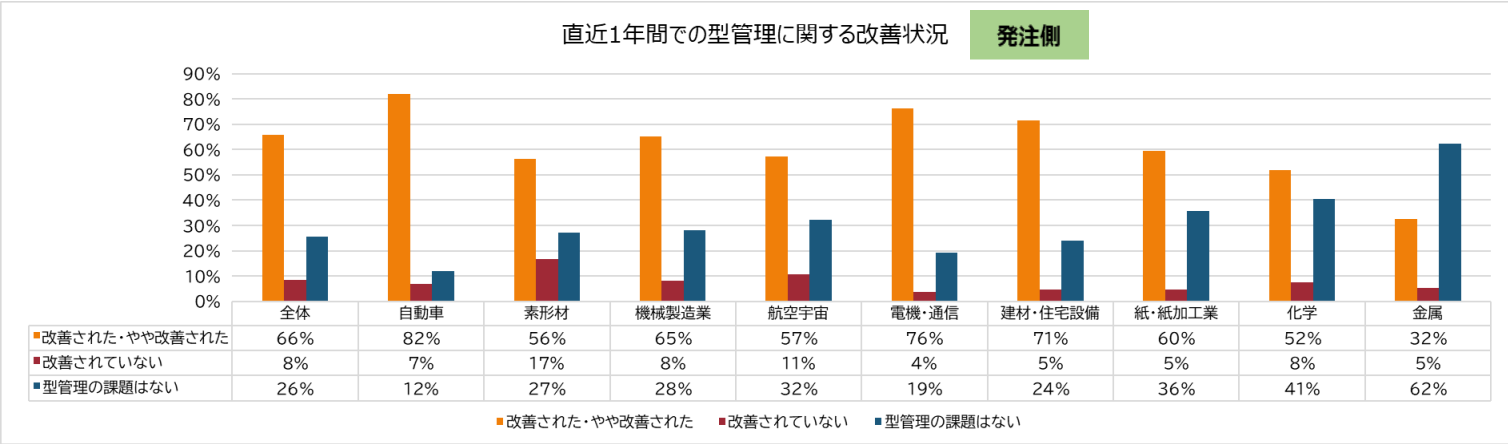
	発注側	受注側
	令和3年度	令和3年度
改善された	32%	11%
やや改善された	34%	42%
改善されていない	8%	26%
型管理の課題はない	26%	20%

※設問20：「1年前と比較して、型管理の課題は改善されましたか」という設問に対して、左記回答項目を設置。

3-①.型管理の適正化：直近一年間での型管理に関する課題の改善

● 「直近一年での型管理に関する改善状況」について、型管理が課題とされている自動車・自動車部品産業は「改善された・やや改善された」割合は全体より高い数字となっているが、発注・受注間の「改善された・やや改善された」の差は25%あり、受注側の改善状況の数字も上げていくことが望まれる。

＜直近一年間での型管理に関する改善状況についての調査結果（業種別）＞

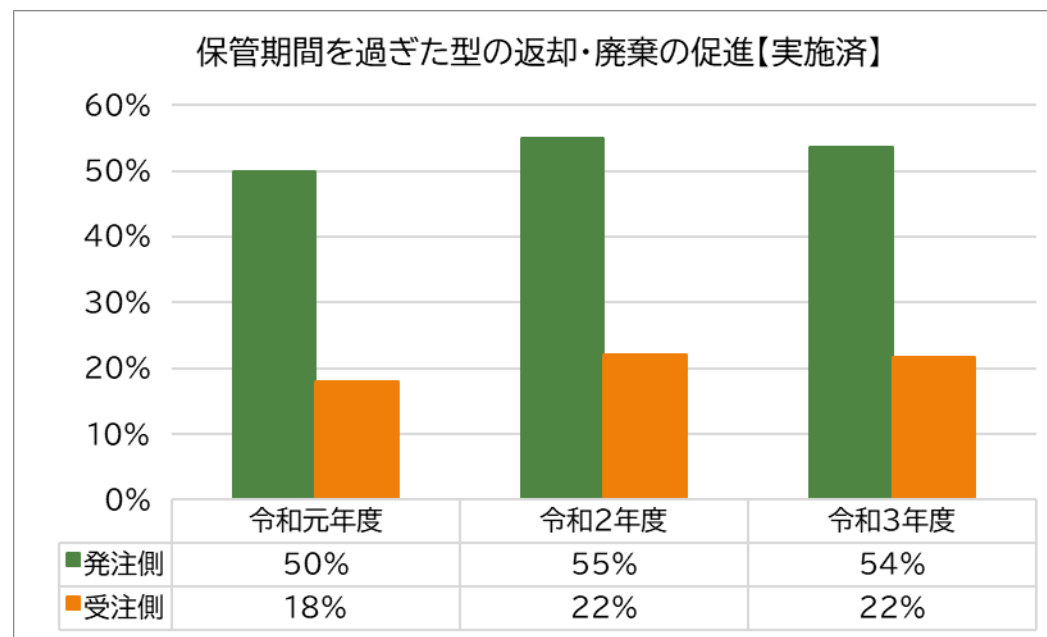


※設問20：「1年前と比較して、型管理の課題は改善されましたか」という設問に対して、「改善された」「やや改善された」「改善されていない」「型管理の課題はない」の回答項目を設置。
※『改善された』は（「改善された」と「やや改善された」の合計）※割合については、小数点以下第1位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。
※繊維、情報サービス・ソフトウェア、流通・小売業は発注側・受注側ともに回答（設問設置）なし。

3－②.型管理の適正化：返却・廃棄の促進

- 型管理の適正化のうち、「保管期間を過ぎた型の返却・廃棄の促進」については、発注・受注ともに**横ばい**。
- 発注・受注間で、「実施済」の回答に32ポイントの差があり、依然、**認識のズレが生じている**。

＜型管理の適正化（返却・廃棄の促進）についての調査結果（全体）＞



※設問 2 2：「型管理における適正化や改善への取組は実施できたか」という設問に対して、「保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進」について、「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」の回答項目を設置。

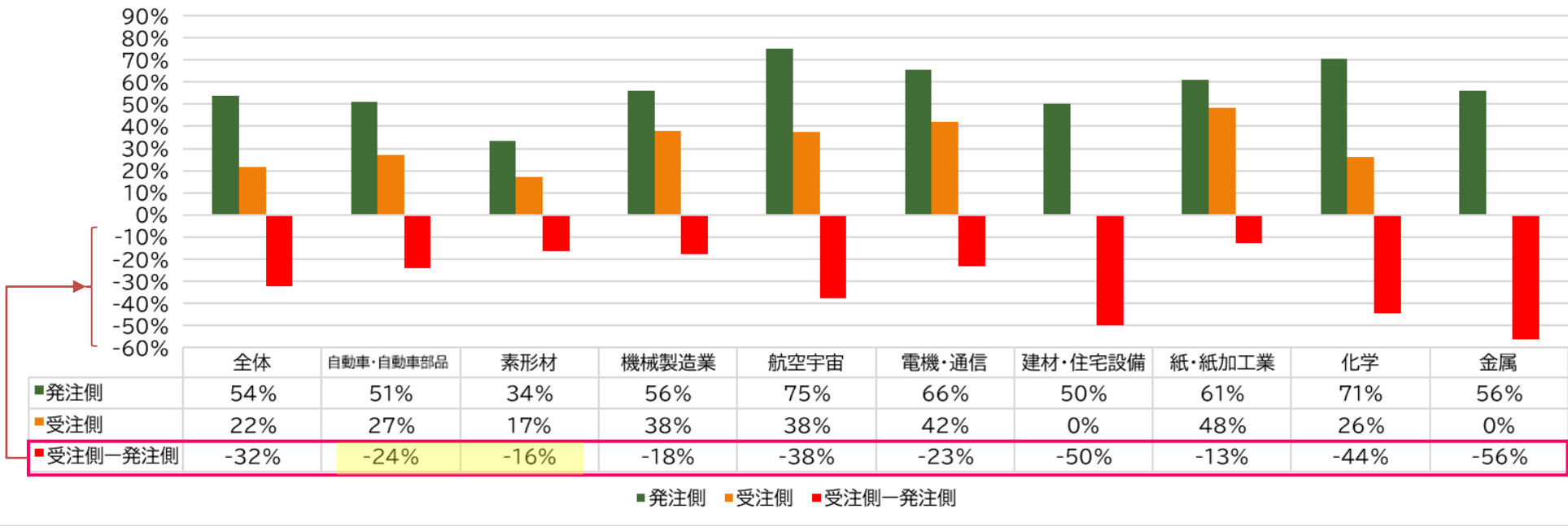
※本報告書では回答項目「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」をそれぞれ「実施済」「実施中」「未実施」として表記。

3－②.型管理の適正化：返却・廃棄の促進

● 「返却・廃棄の促進」について、型管理が課題とされている自動車・素形材の発注側・受注側の差は、全体の32%と比較して低く、型管理の適正化の取り組みを進めている状況が伺える。

＜令和3年度：型管理の適正化（返却・廃棄の促進）についての調査結果（業種別）＞

保管期間を過ぎた型の返却・廃棄の促進：「実施済」の割合



※設問 2 2：「型管理における適正化や改善への取組は実施できたか」という設問に対して、「保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進」について、「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」の回答項目を設置。

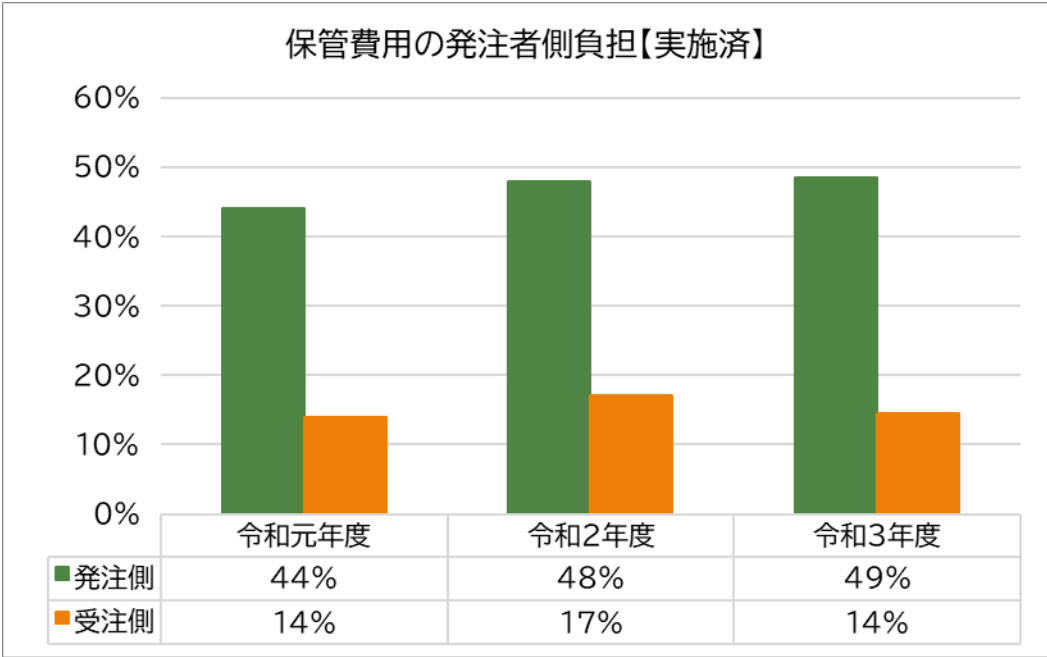
※本報告書では回答項目「概ね取組を実施できた」を「実施済」として表記。※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

※繊維、情報サービス・ソフトウェア、流通・小売業は発注側・受注側ともに回答（設問設置）なし。

3－③.型管理の適正化：保管費用の発注者側負担

- 「型の保管費用の発注者側負担」については、受注側で「実施済」が若干減少している。
- 発注・受注間には35ポイントの差があり、認識のズレが顕在している。

＜型管理の適正化（保管費用の発注側の負担）についての調査結果（全体）＞



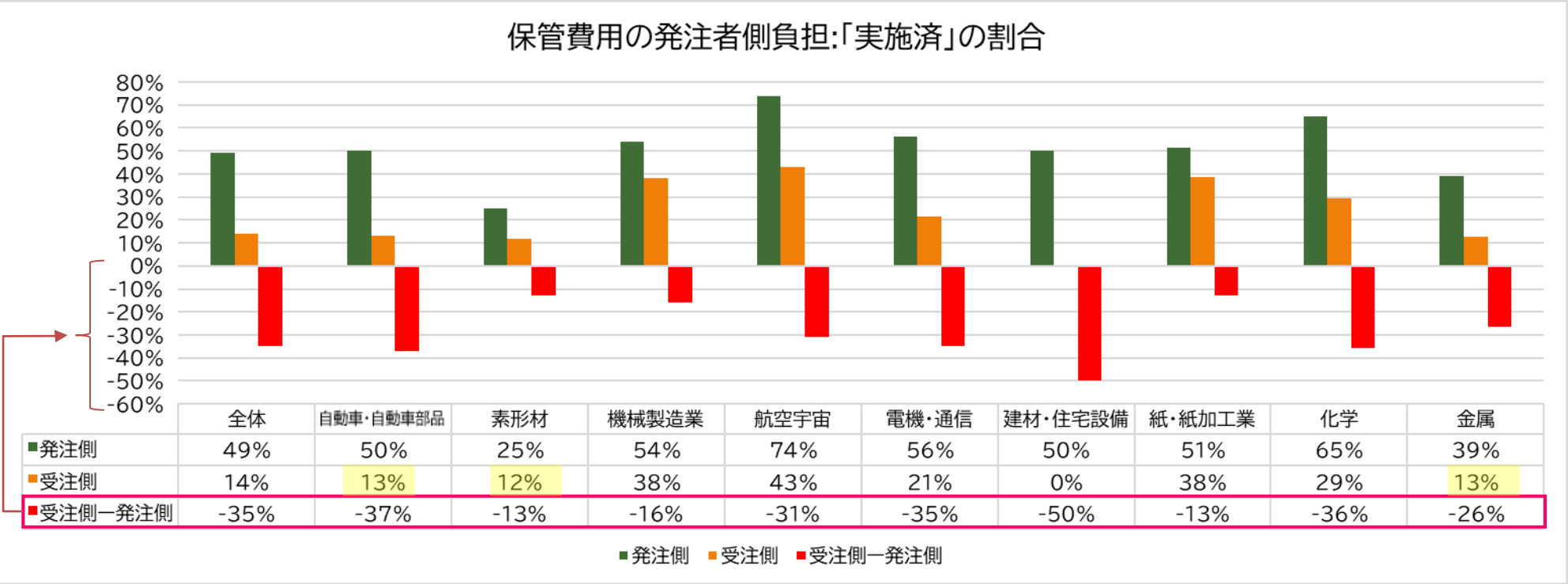
※設問22：「型管理における適正化や改善への取組は実施できたか」という設問に対して、「保管費用の負担」について、「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」の回答項目を設置。

※本報告書では回答項目「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」をそれぞれ「実施済」「実施中」「未実施」として表記。

3－③.型管理の適正化：保管費用の発注者側負担

- 「**保管費用の発注者側負担**」について、全体として受注側の数字が低い。「実施済」が10%台である自動車・素形材・金属は、それぞれ「未実施」の割合が最も高い。

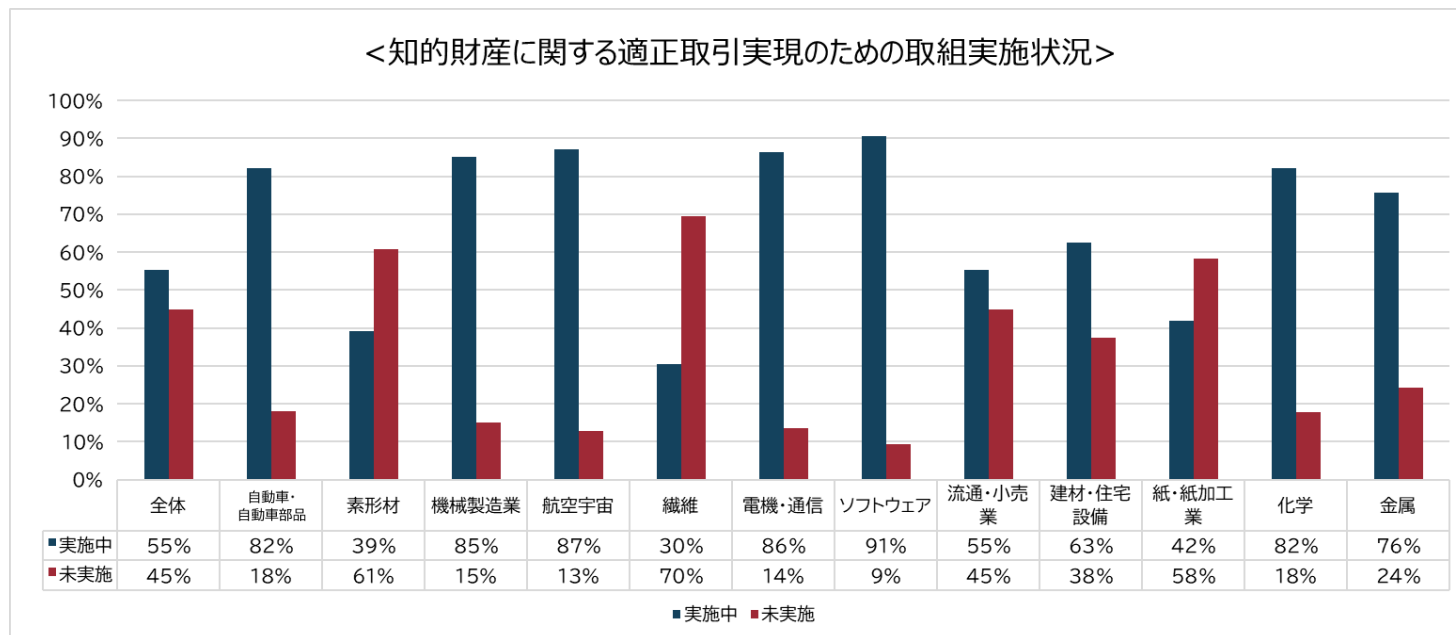
＜令和3年度：型管理の適正化（保管費用の発注側の負担）についての調査結果（業種別）＞



※設問 2 2：「型管理における適正化や改善への取組は実施できたか」という設問に対して、「保管費用の負担」について、「概ね取組を実施できた」「一部取組を実施できた」「あまりできなかった」の回答項目を設置。
※本報告書では回答項目「概ね取組を実施できた」を「実施済」として表記。※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。
※繊維、情報サービス・ソフトウェア、流通・小売業は発注側・受注側ともに回答（設問設置）なし。

4.知的財産に関する適正取引実現のための取組について

- 「知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況」については、全体として「実施中」が半数強。
- 素形材、繊維、紙・紙加工業では「実施中」の割合が3～4割程度と他の業種に比べて低い傾向。



※設問 3 9 : 「知的財産に関する適正取引実現のための取組を実施しているか」という設問に対して、上記回答項目を設置。

＜取組未実施の理由についての調査結果＞

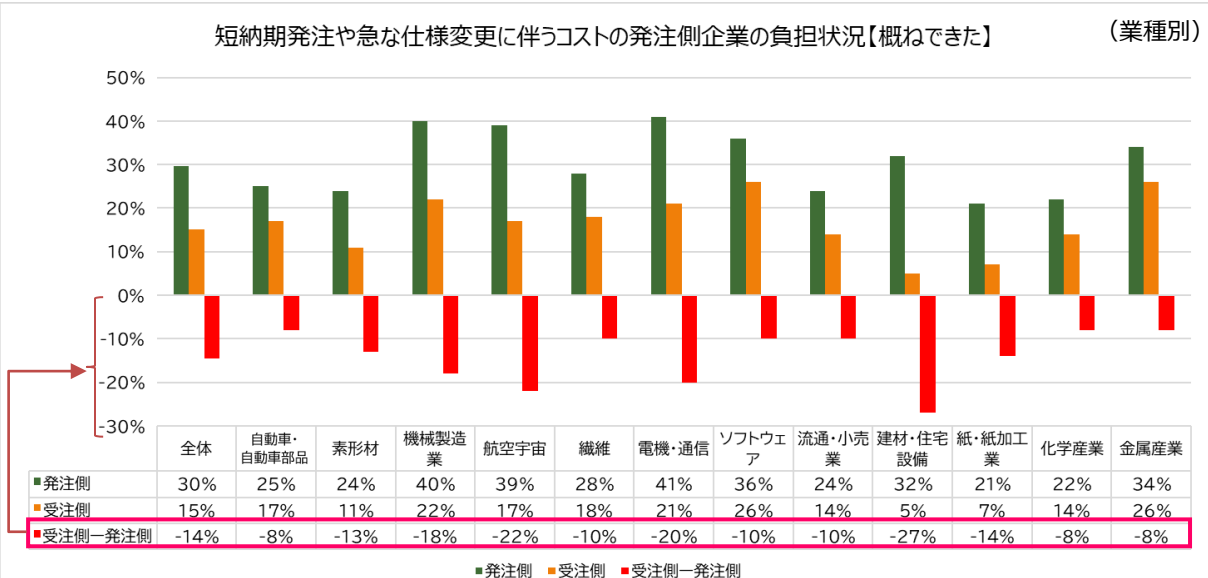
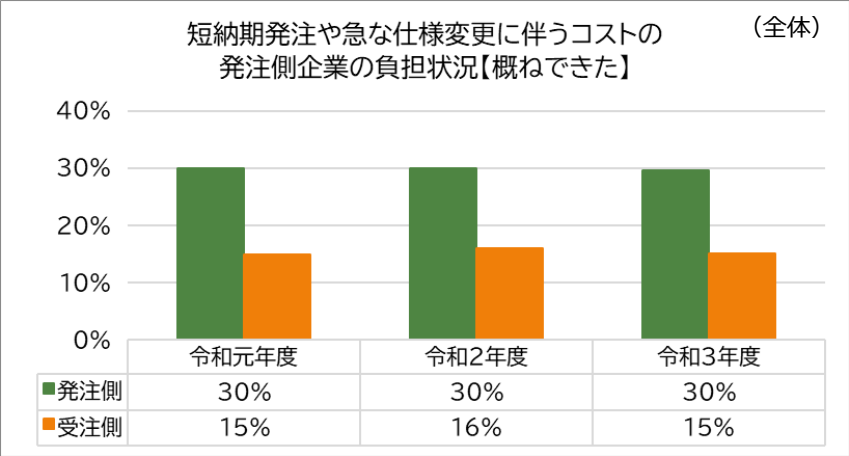
理由	令和3年度
知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため	21%
知的財産が取引において存在しないため	52%
知的財産の取扱いを定めるに当たって取引先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができていないため	5%
知的財産に関する取扱の明確化のための具体的な手法が分からないため	25%
その他	5%

※設問 4 0 : 設問 3 9 で「未実施」と回答した企業を対象に、「未実施の理由は何か」という設問に対して、回答項目を設置。

5.働き方改革の影響による発注側の適正なコスト負担状況について

- 働き方改革の影響として「短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したか」については、発注・受注ともに「概ねできた」の割合は横ばい。

＜令和3年度：短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況の調査結果＞



※設問38：「発注側企業の働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担したか」という設問に対して、「概ねできた」「一部できた」「あまりできなかった」「該当なし」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入している。表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。